

特別国民体育大会バドミントン競技  
愛媛県選手選考会（成年の部）要項

- 1 主催 日本スポーツ協会、愛媛県、愛媛県スポーツ協会
- 2 主管 愛媛県バドミントン協会
- 3 後援 愛媛新聞社、南海放送、
- 4 期 日 令和5年4月23日（日）午前9時 開会  
延期する可能性もあります。（延期日未定）
- 5 会 場 愛媛県総合運動公園体育館補助体育館（松山市上野町乙46）
- 6 種 目 男子シングルス 女子シングルス
- 7 試合方法 原則としてトーナメント方式とする。
- 8 競技規則 令和5年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、大会運営規程及び公認審判員規程による。
- 9 使用器具 令和5年度公益財団法人日本バドミントン協会第1種検定合格球  
令和5年度公益財団法人日本バドミントン協会検定合格器具
- 10 参加資格 次のいずれかに該当する者
  - ① 日本国籍を有し、愛媛県内に現住所又は勤務先（在学先）を有する者で、令和5年度愛媛県バドミントン協会個人登録をする者。
  - ② 「ふるさと選手制度（※）」を活用する者。  
（注1）平成17年4月1日以前に生まれた者であること。  
（注2）愛媛県協会が指定する国体強化事業に参加できること。  
（注3）第76回又は第77回大会（県予選及びブロック大会を含む。）に、他の都道府県から選手、監督として参加した者は、原則として参加できない。
- 11 参加料 1,700円
- 12 申込方法 **別紙の参加申込用紙、入金明細書及びふるさと選手制度を活用する者は「ふるさと登録届」（昨年度届出した者も、再度提出する必要あり）を必ずセットにして、申込期日までに下記申込先へ郵送すること。**  
申込書様式に入力のうえ、原則として電子データと印刷した紙文書の両方を提出してください。（様式は、協会HPからダウンロードできます。）
  - ① 紙文書（A4サイズ） **参加申込用紙、入金明細書を印刷しセットにして、**  
申込期日までに下記申込先へ**郵送すること。**  
**（各県登録申請手続きが必要になります。）**
  - ② 電子データ 事務局アドレス ([officehimebado@yahoo.co.jp](mailto:officehimebado@yahoo.co.jp)) へ送信すること。**（配信サービスへの返信は不可）**  
**※電子データの作成・送信ができない方は、①のみでも受け付けますが、可能な限り電子データの提出をお願いします。**  
なお、FAX、電話等での申込みは、受付けない。**電子データのみも不可。**  
**紙文書での提出は必須です。**  
また、参加料については、申込期日までに下記口座まで入金すること。

(現金書留、持参等は不可)

- 13 申込先 〒791-3161 伊予郡松前町神崎216-5 宗景 守 気付  
愛媛県バドミントン協会事務局 宛
- 14 入金先 ・伊予銀行 一万支店 普通口座 1084580  
(口座名) 愛媛県バドミントン協会 会長 中村時広
- 15 申込期日 令和5年4月13日(木) 必着
- 16 問合せ先 ・愛媛県バドミントン協会 松野木 聡  
携帯 090-8971-6262  
・愛媛県バドミントン協会 宗景 守  
電話 0897-33-6499(FAX兼用) (電話は、4月以降変更の可能性あり)  
メール officehimebado@yahoo.co.jp (メール推奨)
- 17 その他 ①服装は、白色又は公益財団法人日本バドミントン協会審査合格品とする。  
②背面表示をする場合は、本人の所属を明らかにするもの(学校名、サークル名、地域名等)に限る。  
③事故による応急処置は行うが、その後の責任は参加者負担とする。  
④県代表選手は、本選考会の結果を参考に常務理事会において決定する。  
⑤延期等については、ホームページで周知するとともに、申込代表者へ連絡いたします。(メール連絡に協力をお願いします) 延期日は未定ですが、出場予定選手は期日までに申し込みをしておくこと。  
⑥大会参加においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策(別紙参照)にご協力をお願いします。遵守できない参加者には、退場を求めることがあります。  
⑦大会参加者(選手、監督・コーチ等来場者すべて)は、当日の健康確認書(別紙)を受付時に所属団体ごとに提出してください。  
⑧今後の状況によっては、⑥⑦等の対策変更があります。ホームページで、ご確認をお願いいたします。

#### (※)ふるさと選手制度について(概要)

- 1 「ふるさと」とは、卒業小学校又は卒業中学校、卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県をいう。
- 2 「ふるさと選手制度」を活用しようとする者は、あらかじめ「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できない。
- 3 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回まで。